

(参考) 福祉のまちづくり条例において移動等円滑化経路にしなければならない部分について

以下の1～3をすべて「移動等円滑化経路」にする必要があり、「移動等円滑化経路」には、階段や段があってはけません。(エレベーターでつなぎます。)

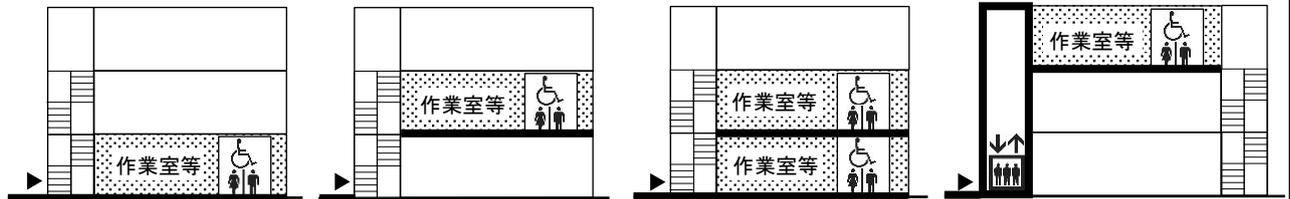
1. 道から作業室等をつなぐ経路※
2. 作業室等から車いす使用者用便房をつなぐ経路
3. 車いす使用者用駐車場から作業室等をつなぐ経路

※ 建物出入口と同じ階又は直上階(2階)のみに作業室等がある等の場合は、道から作業室等をつなぐ経路のうち上下の移動に係る部分は、「移動等円滑化経路」にしなければならない部分から除かれます。(エレベーターの設置が不要です。)

(具体例)

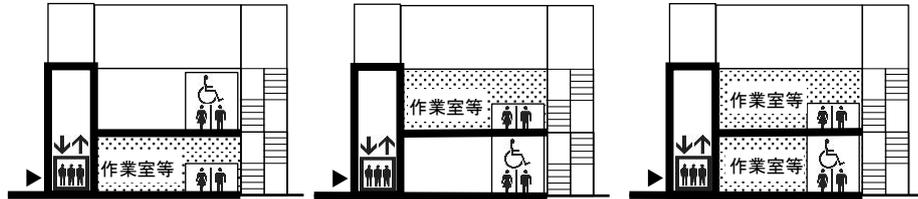
①作業室等と同じフロアにある車いす使用者用便房を使う場合

→3階以上の階に開所する場合には、エレベーターが必要です。



②ほかの階にある車いす使用者用便房を使う場合

→作業室等から車いす使用者用便房までが移動等円滑化経路となるよう、エレベーターが必要です。



③車いす使用者用駐車場がある場合

→車いす使用者用駐車場から作業室等までが移動等円滑化経路となるよう、エレベーターが必要です。

